

会議録要旨

| | |
|-------|---|
| 会 議 名 | 恵庭まちづくり基本条例制定市民委員会（部会E） 第2回作業部会 |
| 日時・場所 | 平成24年9月24日（月）301・302会議室 |
| 会議参加者 | 部会員 雪下委員、松尾委員、菅原委員 事務局 政策調整課 広中主査、佐々木主査、大林主任 傍聴者 なし |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>お集まりいただきありがとうございます。本日は、事務局で項目ごとの説明を行い、規定事項についてご意見をいただくという形式で進めさせていただきたいと思います。</p> <p>今日の資料について説明いたします。レジュメに掲げているのは、前回の作業部会で条例に規定すべきと決めた項目で、①の総合計画については自治法改正後の取扱いについて理事者の意向確認をしてから考えるということでペンディングにしています。②の職員の育成までを規定すべき事項としました。その項目ごとに用意した資料がA4横長のもので、他市の規定内容を要約したものです。ポイントとして書いてあるのは、例えば財政運営については、健全運営、財政状況の公表、予算編成時の心得の3点がセットのように書かれているというように、傾向というか特徴をまとめたものです。そのほかに規定すべきことがあればご意見をいただきたいと思っています。また、表の中で、北見市の欄で「財産の管理運用」に下線を引いてあります。これは、財産というところに着目していて、他市と少し違う観点など特徴的な部分に下線を引いてみました。次に行政評価については、行政評価を実施する、公表する、施策に反映するというのが基本セットとなっています。気になったところでは、「外部評価の仕組み整備に努める」と規定している市があるんですが、「整備に努める」という努力義務規定は、整備方針がある場合は良いのですが、検討の結果外部評価は導入しないとなったときに、努力義務があっても努力できないという条例との不整合、あるいは条例違反というような事態に陥る懸念があります。「ちょっと考えてみたら」というようなことを条例に書いてしまうのは、整合性が取れなくなってしまう恐れがあるので、努力義務だからといって安易に考えてはいけません。</p> <p>次に組織編成については、組織編成に当たっての心構えのような規定になっています。効率的な組織、簡素や機能的というような観点で組織を編成しなさいとしています。一つ疑問に思ったのが、「分かりやすい組織」と規定している市がいくつかありますが、例えば、国民健康保険のことで市役所に来たときに、国民健康保険課という組織があれば分かりやすいというイメージなのかなと思いますが、これは場合によっては簡素や効率的な組織とは相反することになる恐れがあるということです。条例に書く場合は、どういう意味なのかを話し合う必要があると思いました。</p> <p>次の行政手続ですが、どこの市も、行政処分の共通事項を定め、公正で透明性の高い処分をするということを書いています。恵庭市でも、恵庭市行政手続条例が制定され、処分等の共通事項が定められています。</p> <p>その次の項目の出資団体等ですが、概ねポイントに書いてある2点です。出資や職員派遣の必要性の検証と公表、それと必要な指導や助言というものです。恵庭市では、※印で書いたように出資団体等情報公開要綱、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び規則があります。条例集などを用意しましたので、ご覧ください。</p> <p>次の危機管理ですが、災害等の緊急事態に備える体制整備と関係機関との連携ということをどこも書いています。災害等としていますので、災害以外の緊急事態も対象としています。恵庭市国民保護計画の冊子も用意いたしましたので、武力攻撃などの緊急事態への対処についてご確認</p> |
|-----|---|

| |
|--|
| <p>いただけたと思います。また、災害に関しては、地域防災計画のほか、樽前山火山防災計画、水防計画などの個別の計画があります。</p> <p>以上が個別事項の項目についての傾向などです。次に裏面をご覧ください。行政運営の基本や原則ということの規定している札幌市、稚内市、名寄市の内容をまとめました。札幌市は4項建てですが、第1項は基本を書いているものの、第2項以降は個別のことを書いていて、条建てしなかったものをここにまとめたという感じです。稚内市は2項建てで、行政運営の原則という見出しに馴染む規定のようです。名寄市は3項建てなんですが、開かれた行政運営、総合的かつ計画的な行政運営、自主的な法令解釈による適正運用ということが基本と考えています。行政運営の原則又は基本という事項は、行政運営の章の最初に書くことになると思いますが、実際に規定するのか、規定する場合はどのような内容にするかということを委員の皆さんで話し合ってくださいということになります。</p> <p>次に、国、北海道、他市町村との連携ですが、行政運営の項目ではなく、独立した章を置いているのがほとんどです。ですので、行政運営に入れるのか、別の章にするのかを話し合ってくださいと思います。</p> <p>次に、職員の育成ですが、多くの市では市長の責務の中で規定しています。行政運営の中で書くか市長の責務に追加するかについても話し合ってくださいと思います。</p> <p>次に資料2ですが、出資法人等情報公開要綱です。資料3は、第5次行政改革推進計画に基づく行政評価の評価調書と記載例を用意しました。</p> <p>以上のお渡しする資料と、ページ数が多くて1部だけ用意したものとがあります。国民保護計画は、武力攻撃による非常事態にどう市民を避難・誘導するかというもので、市町村が直接武力に対向するというものではありません。</p> |
| <p>委員 その国民保護計画は、地震などの防災の計画と連動性はないのですか。</p> |
| <p>事務局 災害については地域防災計画で考えられていて、国民保護計画は、武力攻撃やバイオテロなどに特化して非常事態を想定しているようです。</p> |
| <p>委員 恵庭で実際にテロがあるとは思えないが、万が一ということがあるので必要ということなのでしょうね。</p> |
| <p>事務局 法律で作成が義務付けられているため作ったものだと思いますが、内容に明るくはありませんが、国などが示したひな型に即したもののように思われます。</p> |
| <p>委員 その計画はいつ作られましたか。</p> |
| <p>事務局 表紙に作成年月が出ていますが、平成19年3月です。</p> |
| <p>委員 これはこれで一つの形をなしているのでもいいと思います。それに加えて、この度の大災害を経験して防災をどうするかということで、これから作るのかどうするかということです。</p> |
| <p>事務局 地域防災計画については、現在見直し作業の最中と聞いています。また、ここに用意したのが今年の3月に策定された第5次の行政改革推進計画です。第4次までは、法律で行政改革推進計画の策定義務が課せられて策定していましたが、期限が切れた平成22年度末で、今後の取組みについてどうするか1年間検討し、平成24年度から新たに第5次の計画をスタートさせたということになっています。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 行政改革というのもこれまで長期間に亘りずっとやっているの、やることもなくなって しまうような気がします。 |
| 委員 | やることはやっていますが、やりきっていないということなんでしょう。 |
| 事務局 | ほかに、行政手続関係の条例・規則・要綱等の一連の例規類をまとめたものです。行政手続 は、国が先行して行政手続法を制定し、それに基づいて市町村では条例を制定しています。最後 の資料は、公益的法人に職員を派遣することに関する条例と規則です。 |
| 委員 | 今、公益法人に職員は派遣していますか。 |
| 事務局 | 現在は、恵庭RBパーク株式会社に1人退職派遣で派遣しています。 |
| 委員 | 商工会議所には派遣していないのですか。 |
| 事務局 | 現在、職員のOBは勤務していますが、退職後に職に就いていますので、市役所は関与して おりません。 |
| 委員 | 以前調べたときに苦小牧や千歳と比較して、商工会議所に支出している補助金の額が格段に 多かったことが分かりました。なぜ恵庭はそんなに多いのか、その効果はどうなっているのか ということを探りました。 |
| 事務局 | それでは財政運営ですが、第11回市民委員会の資料に他市町村の規定一覧があるのですが、 財政運営にはどのようなことを規定すれば良いでしょうか。 |
| 委員 | 恵庭市は3～4年前は危機的状況だったと記憶しています。今のところは問題がないようです が、そのような状況に再び陥ることも考えられます。他に比べて悪くないから安心ということ はなく、財政調整基金も残りわずかだと聞いています。そういう危機感を持ってほしい。 |
| 事務局 | 財政の健全運営について規定した方が良いというご意見ですね。 |
| 委員 | それと会計区分ですが、一般会計と特別会計に分けていますが、会計を分けるということが 必ずしも良いとは思いません。全て含めてプライマリーバランスを取るのかどうか。それをいつ 頃からするのか長期的な展望に立つ必要があると思います。 |
| 事務局 | 札幌市が書いているように、「市は、中期的な財政見通しのもとに」と書いていますが、中期 的又は長期的な見通しのもとということを書くということでしょうか。 |
| 委員 | 中長期的ということではないでしょうか。 |
| 委員 | 長期だけとなると現実感が乏しくなるため、中期的な見通しが大事だと思います。長期とい うと10年くらいでしょうか。その場合、中期というと5年くらいかもしれませんが、それでも 長いと思います。3年くらいのスパンが丁度良いと思います。3年だとやらなきゃならないと お尻を叩かれて先送りできない状況になると思います。 |

委員 今、市の財政計画は平成27年度まででなかったでしょうか。

また、見通しに加えて、総合計画との連携についても規定する必要があるでしょう。

委員 札幌市などは、「分かりやすく公表」と書いていますが、どういう観点で考えているのでしょうか。単純に分かりやすくと言っても、例えば、この政策を実施することによって、今まで1だったものが3になるというような効果についての説明なども重要なのではないのでしょうか。表現としては難しいと思います。市民にとって分かりやすいというのは、どうサービスが良くなるとか、負担が軽くなるといった効果を示すのが一番だと思うのです。

事務局 予算執行後の効果について分かりやすく説明するという意味ですね。

委員 そうです。目標段階でも、3年後はこうなるというような形が示せれば良いと思います。

委員 私は、この計画にお金が入っていないと裏づけがないと思います。やりますということは総合計画に書いてありますが、金目については入っていません。両方がないとダメだと思います。

事務局 総合計画を作る段階で事業費まで載せると、予算が拘束されてしまうので難しくはなってしまうのだと思います。

委員 総合計画を評価するという点についてはどうですか。評価をして予算をつける。

委員 総合計画を作った段階で評価をするというのは難しいんでしょうね。こういう目標にしてやっていますというのが総合計画でしょうから。

委員 進行管理という観点では考えられるかもしれませんが。

事務局 わかりやすく公表という場合、予算自体もそうですが、予算を使った結果についても説明するべきということですね。

委員 そうです。そのゲインが市民にどう戻ってくるのかということを説明するということです。

事務局 他に、予算編成に関する心得的なことを規定している市が多いのですが、これについてはいかがでしょうか。

委員 予算立ては、選択と集中しかないんじゃないでしょうか。事業に順番を付けて、ここまではやります、これ以下は今年度は見送りますというようにやるのではないですか。現実的には、予算については議会の議決が必要ですし、議会は市民の陳情を予算に反映させようとするので、心得的なことを規定するのは難しいのじゃないでしょうか。

事務局 予算編成に当たって、財源を効果的・効率的に活用するよう努めなければならないという義務は書かなくてもいいということでしょうか。

委員 書いてもいいと思います。ただ、それがお題目でしかないのか、拘束力のようなことが出てくるのかということです。一般論としては構わないですが、拘束するまでの効果は期待できないと思っています。

| | |
|-----|---|
| 委員 | 拘束というと、罰則規定を伴ったということになると思いますが、そういう書き方は問題がありますので、努力義務規定といったところになるでしょうか。 |
| 委員 | 私もその程度だとは思いますが。 |
| 事務局 | 書くとなれば努力義務ということですね。ほかに財政運営に関して書くことはありますか。 |
| 事務局 | なければ、健全運営、公表義務、予算編成ということで、公表については、予算を執行した後の効果についても説明するという考えということで、後は中期的な財政見通し、総合計画との連携、財源の効果的・効率的使用の努力義務ということで良かったでしょうか。財産管理についてはどうでしょうか。 |
| 委員 | 恵庭は財産規模は増加していますか。それとも縮小していますか。 |
| 事務局 | どこまでを財産と見るかによって変わってきますが、行政財産という観点で見ると、道路や橋梁の整備によって増加していると考えられますが、普通財産という観点では、市有地の売却などによって可処分資産は減少していると考えて良いと思います。全体としては、ハコモノを一つ作ると固定資産は増加しますが、老朽化などによる再整備については、複合施設化を図っていく方針であると考え、将来に向かって増加する方向にはないんだとは考えられます。 |
| 委員 | そうであると、基本条例でどうしても書かなければならないというようなことではないと思いますので、書いてある市もありますが、必要ないと思います。 |
| 事務局 | 分かりました。それでは次に行政評価についてご意見をいただきたいのですが、まず、行政評価を実施するというを基本条例に書くということについてはどうでしょうか。 |
| 委員 | 行政評価については、客観的に評価できるシステム、つまり、良いことは良い、悪いことは悪いときちんと言えるシステムになっているかが大事です。そういうガバナンスが働いていれば良いのです。 |
| 事務局 | 行政評価の手法については、これだと確立されたものがなく、担当でも試行錯誤を繰り返しながら大変苦労しているようです。 |
| 委員 | 方法論としては、公認会計士に依頼するという事なども考えられます。自分たちだけだと見落としが出る可能性もありますよね。一番怖いことは、そこで事実が歪められてしまうということです。あってもないことになってるとか。 |
| 事務局 | 事前に担当に確認してきましたが、総合計画に基づいて実施する事業の中からピックアップして行政評価を実施するというのを基本にしているそうです。 |
| 委員 | 段階的实施で良いと思います。数値化しないと評価はできません。情緒的に良い悪いを判定するのは正確な評価ができませんので、数値化できるものからやれば良いでしょう。 |
| 事務局 | このまちづくり基本条例の制定についても行政評価のモデルになっていて、目標は平成25年度に条例制定なので、その後が評価対象になると思いますが、指標を何にしたらよいか頭を悩 |

| |
|---|
| ませています。 |
| 委員 前にも言いましたが、窓口の業務を数値化することも可能です。数値化した目標を達成して業務を改善させなければなりません。 |
| 事務局 行政評価は実施だけでなく、業務に反映させ改善させなければならないということですね。であれば、そういうことを盛り込む必要がありますね。 |
| 委員 以前の市民委員会で、職員の女性の委員がPDCAサイクルをまわしてという発言がありましたね。私は、あの発言に非常に感激しました。若い職員からああいう発言が出てくるということに感心しました。職員も変ってきたなという印象を持ちました。 |
| 事務局 評価結果の反映、改善ということが一番大事だということですね。 |
| 委員 そうです。日常の業務というのはそうやって回っています。良かったら市民は「市役所はよくやっている」と評価をし、悪かったらボロクソに言われるわけですから。 |
| 事務局 評価結果の公表についてはどうですか。 |
| 委員 年度末にまとめてでも良いですが、公表をして、良かったものは継続をして、悪かったものは改善をする。その繰り返ししかないのではないのでしょうか。 |
| 事務局 公表した行政評価の結果について市民は意見を述べることができるのでしょうか。 |
| 委員 現実には、経営的な知識がないと難しいと思います。 |
| 事務局 大変良い評価をしたものに対して、そんなことはないとする市民がいても不思議ではないと思います。 |
| 委員 そういうことはあるでしょう。よく言われる2-6-2の法則というものですが、必ず2割の人は反対するものでしょう。 |
| 事務局 これまでのお話から、結果を反映させるということが第一ということですね。 |
| 委員 そうです。PDCAサイクルの繰り返しです。 |
| 事務局 外部評価についてはご意見はありますか。 |
| 委員 私の意見では、第三者である外部の人の評価もあります程度で良いと思います。最初から外部評価ありきである必要はありません。案件によっては外部評価も取り入れるという程度で良いと考えています。 |
| 事務局 規定中に例示として書くかどうかということですね。あるいは、規定中に盛り込まなくても逐条解説で示すという程度でも良いということでしょうか。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | それで良いと思います。 |
| 委員 | 別の部署の人が評価をするというのは無理なのでしょうか。外部でなくても、別の業務を担当している人が評価をすれば客観性は出ると思います。 |
| 事務局 | 方法としてはあり得ると思います。実際の評価については、自己評価と第三者評価となっていて、第三者といっても別の部署の職員のようなのです。 |
| 委員 | 続けてやってみることが大事です。民間であれば、評価結果が成績として人事や賞与に直結するのしょうから、他の委員の方には、もっと厳しくやった方がいいという方もいるかもしれませんが、その内容で委員会に出してみれば良いと思います。 |
| 委員 | 別の部署の職員が評価をするとその職員の勉強になるのではないのでしょうか。大変かもしれませんが、市役所全体のことを覚える良い機会だと思います。 |
| 委員 | 以前事業仕分けをしたときに、説明員としてやってきた係長が、「4月に異動したばかりで業務に精通しておりません」と威張っていました。私は、出てきた人を責めるのではなくて、その人を送り出した管理者に責任があると思っています。 |
| 事務局 | わかりました。基本条例の中に具体的なやり方までは規定できませんが、ご意見は行革の担当者に伝えておきます。それでは次の項目についてご意見をお願いします。組織運営についてはどういったことを書けば良いでしょうか。 |
| 事務局 | いかがでしょう、皆さん。市役所の組織というのは分かりづらいでしょうか。分かりやすい組織というのはどういうイメージでしょうか。 |
| 委員 | 私は頻繁に来ていますので分かりづらいとは思いません。 |
| 委員 | どこに行けばいいか尋ねたときに、あっちだとかこっちだとかだけだと不親切に感じます。窓口まで案内していただくとか、担当者を連れてくるとか、曖昧な状態に置かれるのが一番困ることです。一番良いのは、幅広い知識を持った職員が窓口で対応してくれることです。 |
| 委員 | どこに行けば良いか自分で調べてくれは良いのですが、どこに行ったらいいのかわからないで来てしまうと、うろうろして困ってしまうんでしょうね。 |
| 事務局 | そういう部分を解消するのに総合案内を設置したのしょうから、訪れる人が困らないようにする方法として、分かりやすい組織編成としなくとも、そういう体制を作れば良いとも思いますが、いかがでしょうか。 |
| 委員 | 今日、ここに来るときも総合案内の人に聞きました。とても対応が良く、総合案内の人は素晴らしいと思います。 |
| 委員 | 市役所に来る人に聞いてみるといいんでしょうね。全然違う印象を持っている人もいるんでしょうね。方法としては、組織を細分化して担当を明確にする方法もあるでしょうし、総合案内のようにする方法もあるでしょうし、良い方を選べばいいでしょうね。 |

事務局 私だけかもしれませんが、相談しやすいとか来やすいとか、対応する職員が親切で気軽に訪ねることができる市役所であることが求められるというのは分かるのですが、組織が分かりやすいというのがどうもイメージできず、効率的な組織編成と並べて書くとどっちも達成できないような気がするのです。

委員 私も市役所で大事なのは対応する職員の方だと思います。組織編成も親切であれば良いのですが、人の方が大事だと思います。

委員 私も窓口で対応をしていて、おっしゃるように職員が親切に対応することが求められているのは実感しています。訪れる人は、何か目的があってその部署に来るので、真っ直ぐ担当課に行くのですが、中にはどこに行ったら分からないという人もいます。担当課が書かれた郵便物を携えて、市役所の配置図を見るでもなく総合案内に行くのでもなく、玄関から入ってすぐ近くに職員に聞くということも少なくありません。時には業務に影響が出ることもあります、そんなときは、こちら側の問題ですので、目的の部署まで案内するよう心がけています。そのように、職員側の対応なんだろうと思います。

委員 今後高齢化社会が進むともっとそういうことになるんじゃないでしょうか。市役所に来たはいいけど、「あれっ、俺何しに来たんだっけ」というような人も増えるかもしれませんよ。

事務局 市役所からの郵便物を持って、こんなのが送られてきたんだけどと尋ねる高齢の方は少なくありません。発信した先が書いてありますので、そこまでご案内するということは何度もありました。

事務局 私も前の部署ではしょっちゅうでした。

委員 どれだけ分かりやすくしようと努力をしても、分かりづらいと言ってくる人は必ずいるのではないのでしょうか。

委員 分かりやすい組織というのは名称を言っているのではないですよ。何が分かりづらいから分かりやすくと言っているのでしょうか。

委員 職員の方が話していたように、自分がどこに行ったら何をしたらいいか分からないという人は多いわけですね。その部分がスタートでしょうか。

委員 それを解消するために組織を分かりやすくするというのは良いことなんですが、実際にはどういう対応になるのでしょうか。

事務局 市役所組織の運営に当たっては、組織としてはどういうことが求められるのでしょうか。

委員 私は今までのお話のように、どこに行ったらいいか分からない人も含めて、窓口で尋ねられた職員は、知識を豊富に持って適切な対応をしてほしいということです。

事務局 組織としては横の連携というか、全体の業務も理解できて、繁閑の差がない人員配置とかそういうことなのではないでしょうか。

| | |
|-----|---|
| 委員 | 職員配置は内部の問題なのでどうでも良いでしょう。市民がどこに行ったら良いのかということが第一です。 |
| 委員 | そうなると、利用しやすい組織ということになるのでしょうか。 |
| 委員 | その方が分かりやすいかもしれませんね。 |
| 事務局 | 市民の皆さんから見るとそういうことなのでしょうね。 |
| 事務局 | その他に何か組織運営に関してご意見はございますか。 |
| 委員 | 効果的・効率的というのはどこの市も書いているようですが、簡素というのはどうでしょう。必要なんでしょうか。 |
| 委員 | 結局は、大きい組織を作って何でもやるのか、業務を細分化して専門的にやるのかということで、効率的かどうかなど一長一短がありますので、細かく規定しなくても良いと思います。 |
| 事務局 | それでは、行政手続についてご意見をいただきたいと思います。どこの市も同じようなことを書いていますが、行政処分や行政指導、届出などに関する共通の事項を定めるということと、そのことによって、行政の公正の確保と透明性の向上を図るという内容です。それ以外にこの部分で書きようはあるのでしょうか。担当者としては、情報公開や個人情報保護と同じように恵庭市には行政手続条例がありますので規定は置いた方が良いとは思っています。 |
| 委員 | 行政手続については、定めに従って適正に手続を進める以外特に求めるものはありません。 |
| 委員 | 特に手続に関する問題がないのでしょうかからその程度でしょう。 |
| 事務局 | 分かりました。それでは次に出資団体等についてご意見をお願いします。出資団体についてはどういう事項をこの自治の基本条例に書けば良いのでしょうか。 |
| 委員 | 指定管理者についてはどうしようにすることになってたでしょうか。 |
| 事務局 | 指定管理者については、どうしように扱うか改めて考えましょうということになっていました。個別に抜き出すかここに書くかということになると思いますので、ご検討をお願いします。また、附属機関にまで言及するかという話も委員会では決めていません。 |
| 委員 | 公表するというのと、指導・助言ができるということがあれば十分だと思います。 |
| 委員 | 指定管理についてですが、本州の業者が指定管理者になっている例がありますが、恵庭市内の業者が指定管理者になってもらいたいと個人的には思っています。 |
| 委員 | 感覚的には分かりますが、問題はないので、条例においては検討することにはならないでしょうね。 |
| 委員 | 下請け労働者の賃金の問題などが気になってしまいます。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 条例に規定する内容としては検討事項には含めづらいようですね。それでは次に危機管理についてご意見をいただきたいと思います。北見市では、危機管理という章を建てて規定をしていますが、規定する内容が多い場合は別に章を建てることも考えて良いと思います。危機管理にはこういったことを書けば良いでしょうか。 |
| 委員 | 恵庭市の国民保護計画や地域防災計画は前回説明してもらいました。そういったものへの対応がこの条例の規定で充足されるならそれで良いでしょうし、足りないのならそれを書くということなんじゃないでしょうか。 |
| 委員 | 防災に関する事項と防犯に関する事項と2項目程度じゃないでしょうか。 |
| 委員 | 国民保護計画には防犯に関することは書いてありますか。防犯に関することは何か書いてあるものはありますか。 |
| 事務局 | 防犯に関しては、交通安全も含めて、安全で安心なまちづくり条例があります。 |
| 委員 | 恵庭市では交通事故が多いのかどうか、犯罪が多いのかどうかということも関係するかもしれませんね。いずれにしても、条例もありますし、防犯の関係と防災の関係を書くことになるということでしょうね。 |
| 事務局 | 防災に関しては、災害等の緊急事態というイメージでいきたいと思います。 |
| 委員 | 町内会でも防災訓練などをやっていて大変驚きました。防災については必要でしょう。 |
| 事務局 | では次に、行政運営の原則又は基本ということについてはいかがでしょうか。 |
| 委員 | 総合計画の基本構想のようなものとは違うのですか。 |
| 委員 | 札幌市の規定にあるような内容ですね。この程度なら書いても良いのではないのでしょうか。札幌市の規定では、条例の制定・改廃について書いていますが、恵庭市では条例の見直しを行っていますか。作るばかりで溜まる一方になっていませんか。 |
| 事務局 | 条例の廃止については昨年やりました。既に役目を終えた条例、時代の変化によって陳腐化した条例、適用対象が消滅した条例などを合わせて9本廃止しました。 |
| 委員 | 定期的に見直しをする必要はありますので、今後もやっていただきたいと思います。札幌市の規定では、第4項に出資団体についての規定があって、はっきり書いてあって分かりやすいと思います。 |
| 事務局 | 出資団体に関しては、他市では個別に条建てしているのですが、札幌市は行政運営の基本という条の中に書くスタイルをとっています。 |
| 委員 | そのようですね。基本として書くか個別の条で書くかということですね。 |
| 事務局 | 稚内市の規定内容についてはどうでしょう。ご意見はございますか。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | 強いて言えば、「透明性の高い市政運営を行ない、情報公開をする」というように情報公開について書いてあると良いと思いました。 |
| 事務局 | 行政運営の原則というもののイメージとしてはそういうことで良いということですね。次に国、道、他市町村との連携についてですが、ほとんどの市では別に章を建てているようです。 |
| 委員 | 今後、水道やいろいろな事業について広域でやっていこうということも考えることになりましたよね。 |
| 委員 | ごみの広域化は恵庭は止めましたね。何か具体的に広域化について検討したものはあるのでしょうか。 |
| 事務局 | 例えば消防については一部事務組合を作って広域でやっているところがあります。恵庭市も近隣と広域化の検討を行っていましたが困難となりました。あとは、固定資産税の家屋の評価について共同でできないか検討はされています。 |
| 委員 | ということは自治体によって評価額の違いは生じているということでしょうか。 |
| 事務局 | 多少の違いはあるかもしれませんが、近隣との差で言いますと、税額にまで現れるほどの差異はないと思います。近隣はすべて札幌市の評価基準に倣っていますので、基本的には同じ評価がされると思います。 |
| 委員 | そうでないと困りますので、安心しました。 |
| 事務局 | 少し細かい話をしますと、固定資産評価基準というのは総務大臣が告示しているのですが、それだけでは評点を付けることができなくて、基準となるべき評点数を定めて評価をするのですが、その基準を定めないと評価できないため、この辺りでは、札幌市の基準を用いています。他との連携に戻りますが、国や北海道とは対等の立場で連携するということと、他の自治体とは広域の課題や共通の課題について連携するということとよろしいでしょうか。 |
| 委員 | そうですね。いいと思います。 |
| 委員 | それで良いでしょう。 |
| 事務局 | 職員の育成に関してはどうですか。どのような観点で規定内容を考えれば良いでしょうか。 |
| 委員 | 私は以前、簡易サークル分析をしたのですが、職員のスキル向上に関しては、職員が研修を受ける場合、それを職場に持ち帰り水平展開する、そうして全体を持ち上げていくというのが1点、もうひとつは、意識改革をしていただきたいということです。市民が要望していることや職場の問題について意識の保有をしていただきたい。そのためにはQCサークルなどの活動を積極的に推進していく必要があると感じています。それは管理者の責務であると思うのです。研修に行き終わりではなく、職場での発表、PCを使って情報共有などいろんな方法がありますので、水平展開して全体のレベルアップというのは必要です。そのような取組みはしていますか。 |
| 委員 | しています。研修に行ったときは復命はするのですが、内容について取りまとめて課内で回覧 |

するなど、情報の共有に努めています。

事務局 お話を伺ったところでは、職員の育成に関してはほとんどの市で市長の責務にしていますが、そうではなくて組織的な取り組み、具体的には管理職員の責務として考えるということでしょうか。

委員 そうということです。

委員 私は、知識の面もありますが、道徳や倫理観ということについて求めたいです。市民のお手本となるような職員であってほしいと思っています。

委員 うちの子を市役所に入れたいと思う憧れの職場であるように、職員が皆立派であってほしいということです。

事務局 それでは予定の項目についてはすべてご意見をお聞きいたしました。ご意見を元に次回までに事務局でたたき台を作ります。次回は部会案を作るまでいきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。